|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 重要事項説明書 （最新の内容） | 事業所で使用している 運営規程 | 市に届け出た 運営規程 |
|  |  |
| １　事業所の概要 | 名称 |  |  |  |
| 所在地 |  |  |  |
| 連絡先 |  |  |  |
| 事業の目的 | 記載の　　有　・　無 | 記載の　　有　・　無  重要事項説明と一致・不一致 | 記載の　　有　・　無  重要事項説明と一致・不一致 |
| 運営の方針 | 記載の　　有　・　無 | 記載の　　有　・　無  重要事項説明と一致・不一致 | 記載の　　有　・　無  重要事項説明と一致・不一致 |
| 営業日 |  |  |  |
| 営業時間 |  |  |  |
| サービス 提供日 |  |  |  |
| サービス 提供時間 |  |  |  |
| 通常の事業の実施地域 |  |  |  |
| 主たる対象とする障害の種類 |  |  |  |
| ２　従業者の職種、員数 | 管理者氏名 |  |  |  |
| サービス 提供責任者 | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） |
| サービス 管理責任者 | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） |
|  | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） |
|  | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） |
|  | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） |
|  | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） |
|  | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） |
|  | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） | 人　（兼務　　　　　　） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 確認事項 | チェック |
| ３　記載事項 | 提供するサービスの  内容 | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| サービスの利用料金  その他費用（交通費等） | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| 交通費は運営規程と相違ないか |  |
| 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など） | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| 事故発生時の対応方法損害賠償の方法を含む | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| 損害賠償の具体的な方法（保険の内容等）は記載されているか |  |
| 緊急時の対応方法 | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| 苦情解決の  体制及び手順 | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| 苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先 | 事業所窓口は記載されているか |  |
| 市町村窓口は、利用者に応じた支給決定機関が記載されているか  （各区役所地域福祉課若しくは保健センター又は各市町村） |  |
| 指定権者窓口は、「堺市障害福祉サービス課」が記載されているか |  |
| 公的団体窓口は、「大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会　福祉サービス苦情解決委員会」が記載されているか |  |
| 各窓口の名称・電話番号は最新のものになっているか |  |
| 虐待防止のための措置 | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| 虐待防止責任者の氏名は記載されているか |  |
| 第三者評価の実施の  有無 | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| サービス提供開始予定（可能）年月日 | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| 重要事項説明日 | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| 「サービスの提供開始に同意しました」等、利用契約を結んだと解釈できるような文面は記載されていないか |  |
| 説明者署名欄 | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| 利用者署名欄 | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| 代理人署名欄 | 重要事項説明書に記載されているか |  |
| 経営改善計画の概要  （就労継続支援A型） | （経営改善計画を策定している場合のみ）経営改善計画期間中である旨及び計画の概要について記載されているか |  |
| ４　運用上の確認事項 | | 利用者の障害特性に応じ、拡大文字版やルビ版などのデータをパソコン上で作成して用意しておく等、適切な対応を行っているか |  |
| 重要事項説明については、事業所内の見やすい場所に掲示またはファイルを置くなどし、利用者が閲覧できる状態になっているか |  |

※本確認表は、重要事項説明書と運営規程の内容に相違がないことを確認するためのものです。初めに重要事項説明書（最新の内容）の列に情報を記載し、同様に右2列にも情報を記載してください。その上で、最新の内容と相違がある場合は、修正するとともに、本市に変更の届出が必要な事項がある場合は（「変更届提出の際の注意事項」を御確認ください。）、変更届を提出してください。なお、右2列の内容が最新の内容と相違がない場合は、「同左」と記載していただいて差し支えありません。